

貝塚市イメージキャラクター着ぐるみ使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、貝塚市イメージキャラクターつげさんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次のとおりとする。

- (1) 本市が開催する行事
- (2) 市内の自治会、学校・園等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の魅力及び情報の発信に資する行事等市長が公益的観点から適当と認める行事

(使用の申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者は、当該貸出しを受けようとする期間（以下「貸出期間」という。）の初日から起算して3月前の日（3月前の日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下これらを「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）から、貸出期間の初日から起算して3日前の日（3日前の日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までに、貝塚市イメージキャラクター着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に添付書類を添えて市長へ申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請をすることを要しない。

- (1) 貝塚市又は貝塚市教育委員会が使用するとき。
- (2) その他市長が申請をすることを要しないと認めるとき。

(貸出承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 本市の信用と品位を傷つけるおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (4) 営利目的の活動に使用するおそれがあると認められる場合
- (5) 着ぐるみが破損し、又は滅失するおそれがあると認められる場合
- (6) 使用に係る貸出期間が、本市が情報発信のため参加を予定している行事又は既に貸出しを承認した他の行事等の貸出期間と重複する場合
- (7) その他市長が不適当と認める場合

2 市長は、前条の規定による申請を行った者に対し、承認をしたときは、貝塚市イメージ

キャラクター着ぐるみ使用承認通知書（様式第2号）を、当該承認をしなかったときは、貝塚市イメージキャラクター着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用上の遵守事項）

第5条 着ぐるみを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 貝塚市イメージキャラクター着ぐるみ使用マニュアルを遵守すること。
- （2） 着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡しないこと。
- （3） 着ぐるみを返却後2週間以内に行事の写真を提出し、参加人数を報告すること。

2 市長は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、着ぐるみの使用について条件を付すことができるものとする。

（貸出料金）

第6条 着ぐるみの貸出料金は無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、第4条第2項の規定による使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

（貸出期間）

第7条 貸出期間は、貸出日から返却日を含めて1週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（承認の取消し）

第8条 使用者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、その承認を取り消し、貝塚市イメージキャラクター着ぐるみ使用承認取消通知書（様式第4号）をもって通知するものとする。

2 前項に規定する取消しによって着ぐるみの使用者に損害が生じることがあっても市長は、その責めを負わないものとする。

（修理補修）

第9条 着ぐるみを汚損し、又は毀損した場合は、速やかに市長に報告するとともに、使用者の責任により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第10条 着ぐるみの使用に起因する事故等により、使用者又は第三者に対し損害を与えた場合は、市長は、その責めを負わないものとする。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、決裁の日から施行する。（平成27年10月8日施行）

（経過措置）

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている書類

は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。(令和元年5月1日施行)

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この要領の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。(令和3年2月1日施行)

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。